

# 議会の用語の解説

この議会の用語は、中泊町議会の本会議や委員会で用いられる議会運営の用語を中心にわかりやすく解説したものです。あいうえお順に説明いたします。

## あ行

委員会 (いいんかい)	議会に提出された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するために設置される議会の内部機関のことをいいます。委員会には「常任委員会」「議会運営委員会」「特別委員会」があります。
委員会条例 (いいんかいじょうれい)	議会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。これらの委員会の設置、委員の任期や定数、運営方法など委員会に関して必要な事項を定めた条例です
委員会付託 (いいんかいふたく)	本会議での審議を効率的に行うため、議決に先立ち、所管の委員会に議決等の専門的な審査や調査を委ねることです。
委員長報告 (いいんちようほうこく)	委員会に付託された議案・請願および陳情の審査の経過と結果を、本会議において委員長が口頭で報告することです。
意見書 (いけんしょ)	地方自治法第99条に基づき、町の公益に関することについて、国会や国の関係省庁などに対し、議会としての意思をまとめて提出する文書のことです。意見書の案は、議員が提出し、本会議でその可否を決めます。
一括議題 (いっかつぎだい)	議事の効率化を図るため、一議案ずつ議題とするのではなく、関連する議案を一括して議題とすることです。
一般質問 (いっばんしつもん)	議員が執行部側に対して広く町政に関する報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。

## か行

開会 (かいかい)	町長の議会招集に応じて、定例会や臨時会の議会を開くことです。
会期 (かいぎ)	議会が議会を行う期間のことで、開会日から閉会日までをいいます。会期の決定は、開会後の本会議で決定します。
開議 (かいぎ)	その日の会議を開くことです。
会議録署名議員 (かいぎろくしょめいぎいん)	本会議の内容を記録した公文書である会議録に、議長とともに署名する議員のことで、本会議において、議長が2名の議員を指名します。
議案 (ぎあん)	議会の議決を必要とする町長、議員または委員会が議長に提出する案件のことです。条例の制定、改正、廃止、予算の決定、

	決算の認定などの案件があります。
<b>議会運営委員会(ぎかいうんえいいんかい)</b>	議会を円滑、効率的に運営するため、議会の運営の全般について、協議し意見などの調整を図る場として条例で設置されている委員会です。
<b>議決(ぎけつ)</b>	議案などに対し議会の意思(可否)を決定することで、次のような種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可決(否決): 予算、条例、契約、意見書、決議、その他に関する議案</li> <li>・認定(不認定): 決算</li> <li>・承認(不承認): 専決処分</li> <li>・同意(不同意): 人事案件</li> </ul>
<b>議事日程(ぎじについでい)</b>	その日の会議の日時、議事の順序表のことで、議長が定めます。
<b>議場(ぎじょう)</b>	本会議が開かれる会議の場所のことです。会議開会中は、関係者以外の入場はできません。傍聴席は、議場には含まれません。
<b>議長・副議長(ぎちょう・ふくぎちょう)</b>	議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は議会を代表するとともに、議場の秩序を守り、会議を進めます。副議長は議長が出席できないときなど、議長の代わりを務めます。
<b>休会(きゅうかい)</b>	会期の一定期間中、休日などのため会議が一日単位で開かれない状態にあることをいいます。
<b>継続審査(けいぞくしんさ)</b>	会議に付された事件について、会期中に審議を終えることができず、本会議で議決して付託を受けた委員会が閉会中に引き続き審査を行うことです。
<b>決議(けつぎ)</b>	機関としての議会が行う意思決定です。その多くは政治・行政に関わる課題に対する議会の意思の表明です。

## さ行

<b>採決(さいけつ)</b>	議長や委員長が本会議や委員会で議員の賛否の意思表示を求め集計することをいいます。
<b>採択・不採択(さいたく・ふさいたく)</b>	請願や陳情について肯定する議会の意思決定を「採択」、否定する意思決定を「不採択」といいます。
<b>散会(さんかい)</b>	その日の議事日程に記載された案件をすべて終了し、会議を閉じることです。
<b>質疑(しつぎ)</b>	議案等に関し、討論、採決の前に、賛否または修正等の態度決定が可能となるよう、不明確な点をただすことをいいます。

<b>指名推薦（しめいすいせん）</b>	地方議会で行う選挙について、投票によらずあらかじめ指名者を決め、その者が指名する者を当選者とする方法のことをいいます。
<b>上程（じょうてい）</b>	本会議で議題として取り扱うことをいいます。
<b>常任委員会（じょうにんいんかい）</b>	議会の内部機関で町の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行う委員会のことをいいます。
<b>除斥（じよせき）</b>	審議案件と利害関係がある議員がいるとき公正さを保つため、該当する議員を参加できないようにすることをいいます。
<b>審議（しんぎ）</b>	本会議で議案などの案件について説明を聞き、疑問を尋ね、討論、表決するといった一連の過程のことをいいます。
<b>人事案件（じんじあんけん）</b>	町長が議会の同意を得て選任または任命する人事に関して、提出する議案のことをいいます。
<b>請願（せいがん）</b>	国民が国や地方公共団体等に意見や要望を述べることをいいます。議会に請願する場合は1名以上の議員の紹介が必要となります。議会に提出された請願書は常任委員会等で審査したうえで、本会議で採択か不採択かを決定します。
<b>全員協議会（ぜんいんきょうぎかい）</b>	議員の全員が本議場等に集合し、提出予定案件その他について協議又は調整するために開かれる会議のことをいいます。
<b>専決処分（せんけつしよぶん）</b>	議会が議決または決定すべき案件について、議会を招集する時間的余裕がないとき、町長が代わって意思決定することです。専決処分をしたときは、次の議会に報告し承認を求めます。

## た行

<b>陳情（ちんじょう）</b>	国や地方公共団体等公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望することです。議会に陳情する場合は請願と異なり、議員の紹介は必要ありません。
<b>定足数（ていそくすう）</b>	議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法において議会は定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことはできません。
<b>定例会（ていれいかい）</b>	付議事件の有無にかかわらず定期的に招集される議会のことをいいます。中泊町議会では、年4回開くことを条例で定めています。
<b>動議（どうぎ）</b>	主として会議の進行に又は手続きに関して、議員から議会に対して又は委員から委員会に対してなされる単純な提議のことをいいます。動議は所定の賛成者があれば成立し議題となり、議決されます。

<b>答弁（とうべん）</b>	本会議や委員会で、議員（委員）の質疑、一般質問等に対して町長や副町長、教育長、関係課長等が回答や説明など行うことをいいます。
<b>討論（とうろん）</b>	採決の前に、議員はその案件に対して、賛成か反対かの自己の意見を表明することをいいます。他の議員に対し、自己の意見に賛同するよう理由を述べます。
<b>特別委員会（とくべついいんかい）</b>	常任委員会のほかに、特定の事件を審査・調査するために設置する委員会です。議決により設置されます。

## は行

<b>発議（はつぎ）</b>	議会の会議において、議員が議事の対象となるべき問題を議長に提出することをいいます。議案の場合は、発案または提案ともいいます。
<b>付議事件（ふぎじけん）</b>	議案のほか、選挙、決定その他の議会の審議に付される事件のことをいいます。
<b>付託（ふたく）</b>	本会議での議決に先立って詳細に検討するために、所管の委員会に審査を託すことをいいます
<b>閉会（へいかい）</b>	議会を閉じ、法的に活動能力のない状態にすることをいいます。
<b>傍聴（ぼうちょう）</b>	住民などの議員以外の方が、本会議等を直接見聞きすることをいいます。
<b>本会議（ほんかいぎ）</b>	全議員で構成する議会の会議のことをいいます。議案の審議や議会として最終意思の決定（議決）などを行います。

## ら行

<b>臨時会（りんじかい）</b>	定例会以外に必要があるとき、特定の事件に限り審議するために招集される議会のことです。
-------------------	--